

収用委員会審理の出席案内があった皆さんへ (審理についてよくあるご質問)

Q 審理とはどのようなものですか？

A 土地収用事件について、収用委員会が起業者や土地所有者らの意見を聞くために、公開で開催するものです。

Q 時間はどれぐらいかかるのですか？

A 案件の内容にもよりますが、平均で約1時間程度です。

Q 必ず出席しなければならないものですか？

A 審理への出席については、必須ではありません。意見がない場合には、出席いただかなくてもかまいません。

Q 出席する際に、持参するものはありますか？

A 収用委員会からお送りする「審理開催通知書」とともに、本人であることが確認できる書類（例：運転免許証等）を持参してください。

なお、代理人が出席する場合には、「審理開催通知書」に同封してお送りする「委任状」が必要になります。

Q 意見はないので欠席したいのですが、連絡等は必要ですか？

A 欠席の旨の連絡等は、必要ありません。

Q 欠席する場合に、委任状の提出は必要ですか？

A お送りした委任状は、代理人に出席を委任する際に必要となるものです。代理人の出席がなければ、提出は不要です。